

千葉市公告第187号

公共下水道の供用及び下水の処理開始

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので公告します。

その関係図面は、千葉市建設局下水道管理部下水道営業課において、一般の縦覧に供します。

令和3年3月16日

千葉市長職務代理者

千葉市副市長 鈴木達也

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
令和3年3月31日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
印旛処理区
花見川区 武石町一丁目、作新台五丁目、三角町、千種町、長作町、浪花町、畑町 の各一部
稲毛区 稲毛町五丁目、園生町、長沼原町、宮野木町 の各一部
南部処理区
中央区 今井町、大森町、生実町、川戸町、末広二丁目、浜野町、星久喜町、南生実町、宮崎町、矢作町 の各一部
若葉区 貝塚町、桜木北一丁目、高品町、東寺山町 の各一部
緑区 高津戸町、土気町、平山町、古市場町、誉田町一丁目、誉田町三丁目 の各一部
- 3 供用及び下水の処理を開始する排水施設の位置
別添図面のとおり
- 4 当該公共下水道の終末処理場の位置及び名称
千葉市美浜区磯辺8-24-1 花見川終末処理場
千葉市美浜区豊砂7 花見川第二終末処理場
千葉市中央区村田町893 南部浄化センター
- 5 供用及び下水の処理を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

根拠法令

下水道法（昭和33年4月24日法律第79号）第9条

（供用開始の公示等）

第9条 公共下水道管理者は、公共下水道の供用を開始しようとするときは、あらかじめ、供用を開始すべき年月日、下水を排除すべき区域その他国土交通省令で定める事項を公示し、かつ、これを表示した図面を当該公共下水道管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定は、公共下水道管理者が終末処理場による下水の処理を開始しようとする場合又は当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場による下水の処理が開始される場合に準用する。この場合において、同項中「供用を開始すべき年月日」とあるのは「下水の処理を開始すべき年月日」と、「下水を排除すべき区域」とあるのは「下水を処理すべき区域」と、「国土交通省令」とあるのは「国土交通省令・環境省令」と読み替えるものとする。